

# 冷蔵倉庫荷役料率表 （平成九年四月一日実施）

本料率表は倉庫業法第六条第二項に依る届出をした確定料率である。

## 一、適用規定

- (一) この料率表は、寄託者の貨物が倉庫業者の指定する荷捌場に取卸されてから、荷捌場にて引渡されるまでの作業に適用するものとする。
- (二) 普通荷役料率は、庫入又は庫出料率とする。
- (三) 普通荷役料は、貨物の体積又は重量による各算出額のうちいずれか大なる方による。貨物の体積は、荷造包装の外部からはかった体積とする。貨物の重量は、風袋込管掛重量とする。
- (四) 寄託者の要求によつて検品、改装、見本抽出、特殊仕訳、マーク刷、エフ付その他の作業をした場合の費用は寄託者の負担とする。
- (五) 料金の計算方法
  1. 割増が重複する場合は、各割増率を合算して本表料率に乘じ計算する。
  2. 一口の貨物が少量の場合には、一個二十五立方デシメートル又は一〇キログラム未満のものは、それぞれ二十五立方デシメートル又は一〇キログラムとして計算する。但し、ばら貨物はこの限りではない。
  3. 一個ばら貨物を除く当りの料金の五銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、五銭以上一〇未満の端数があるときは、その端数金額を一〇銭として計算する。
  4. 請求各口につき五円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、五円以上一〇未満の端数があるときはその端数金額を一〇円として計算する。
- (六) 一回の庫入又は庫出料金が一五〇円に満たないときは、一五〇円とする。

## 二、料率表

### (一) 普通荷役料率（荷造物）

種 別	単 位	甲 地 区
F級室（-20度C以下）に対する荷役	一〇kgに付	三二円四〇銭
	一〇dm <sup>3</sup> に付	一三円〇〇銭
C級室（10度C以下 -20度C未満）に対する荷役	一〇kgに付	二七円五〇銭
	一〇dm <sup>3</sup> に付	一一円〇〇銭

### (二) 特殊荷役料率

- |                                     |              |
|-------------------------------------|--------------|
| はい替                                 | 普通荷役料率の七割    |
| 検量                                  | 同 三割         |
| 仮置                                  | 同 二割         |
| 入庫時仕訳及び出庫時品揃え（一荷口）                  |              |
| (イ) 四種類まで                           | 普通に役料率の三割    |
| (ロ) 五種類以上九種類まで                      | 同 五割         |
| (ハ) 一〇種類以上次の一〇種類までこと（ロ）の料率に二割を加算する。 |              |
| 倉移し                                 | 庫入及び庫出料率の合計額 |

## 三、割増規定及び割引規定

- (一) 一荷口一トン未満又は二・五立方メートル未満の小口貨物については、本料率の五割増とする。但し一トン又は二・五立方メートルに相当する料金を超えることはできない。
- (二) かさ高品、ばら貨物、荷造不完全貨物等荷役困難なもの、又は高価品、汚染品、破損し易きもの、その他取扱上特に手数を要するものの荷役については、本表料率の一〇以内の割増をつける。
- (三) 寄託者の要求による強行荷役は、本表料率の五割以内の割増をつける。
- (四) 営業時間外（休日等含む）及び十七時から二十一時三十分までの荷役は、本表料率の六割とし、二十一時三十分から翌日の五時までは一〇割増とする。
- (五) 保税地域蔵置貨物（内国貨物として庫入された貨物を除く）は、本表料率の一割増とする。
- (六) 摄氏零下四十度以下の室に対する荷役は、本表料率の五割増とする。
- (七) 一荷口五〇〇トン以下の場合には、当該地域貨物全量につき、本表料率の五割増とする。

## 四、その他の料金

- (一) 寄託者の要求により重量読取り作業を行った場合は、その料金は普通荷役料率の三割とする。
- (二) 寄託者の要求により分割出庫した場合は、その手数料は一回目以降一回につき一〇〇円とする。
- (三) その他寄託者の要求により特別の作業等を行った場合は、別に料金を徴収する。

## 五、消費税の加算

消費税は、一から四までによつて計算した料金の総額に消費税（地方消費税を含む）相当額を別途加算するものとする。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りでない。

加算に当つては、一（五）4にかかわらず、右記により計算された金額に一円未満の端数があるときは、一円単位に四捨五入するものとする。